日本外来小児科学会 研究部会
リサーチ委員会内規

リサーチ委員会は日本外来小児科学会の会員のリサーチ活動をサポートし、学会全体のリサーチ活動活性化の促進を目的とする。

1. 委員会の構成

（委員の選出）

新しい委員の選出は、委員からの推薦とする。被推薦者は日本外来小児科学会の会員とする。ただし、少なくとも１度は調査研究方法検討会出席の実績がある会員が望ましい。委員の推薦文、被推薦者自身のプロフィール（リサーチ活動に関するものがあれば特記する）、リサーチ委員としての抱負などを提出し、委員会で承認する。

（委員の任期）

任期は２年とする。再任をさまたげない。ただし、２年ごとに再任の意志を問う。

（委員長）

委員長選出は前委員長を除いた委員の互選とする。

2. 承認事項の決裁

日本外来小児科学会の研究支援活動の一環として施行される倫理審査（倫理委員会）や研究基金申請に関しては、リサーチ委員会としての承認が必要とされている。その際の手順を以下に示す。

（1） 少なくとも１度は調査研究方法検討会で当該プロトコールに関する論議を行う。当分の間、上記の申請案件について、調査研究方法検討会へ演題が提出される前には、のメーリングリスト（ML）上での検討はおこなわない。調査研究方法検討会での議論を経た修正案については、ML 上での議論も可能とする。

（2） 申請者が調査研究方法検討会に演題を提出するときには上記の目的で演題提出をする旨を事務局に伝え（書式は特に定めない）、事務局はその旨を予め委員に周知する。

（3） 申請者は予め、プロトコールや資料を事務局に提出しなければならない。事務局はその資料等を検討会開催前に各委員に配布し、検討会欠席委員の意見も聴取しておく。上記申請のプロトコールについては、検討会およびその後の委員会に参加した委員で決裁する。その際、欠席委員の意見も参考にする。

（4） 調査研究方法検討会に演題を提出後は、そこでの議論を踏まえた修正を加え、改訂したプロトコールなど資料を事務局へ、再度提出する。その場合は、次回の委員会の開催を待たずに決議も可能とする。事務局はその改訂後の資料等を各委員に配布し、意見を集約して承認するか否か決裁する。その議論の過程は ML なども利用してよいが、委員各自の最終的な可否の判定結果は、他の委員の判断に影響しないよう郵送または FAX で返送し、事務局が集計する。

付則 1. 上記規則は 2007 年 2 月から発効とする。

付則 2. 新しい委員選出にあたっての委員の推薦文、被推薦者自身のプロフィール、リサーチ委員としての抱負などの形式については特に定めない。

付則 3. 上記規則 2 の(1)、(2)、(3)の修正と(4)の追加は、2010 年 10 月から発効する。